

平成30年11月29日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

議会運営委員会委員長 吉村善明

## 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期間 平成30年11月13日(火)～14日(水)
- 2 派遣場所 (1) 福島県福島市議会  
(2) 福島県会津若松市議会
- 3 調査事件 (1) 大規模災害時の議会運営について  
(2) 議会からの政策形成の取組について
- 4 派遣委員 吉村善明 片山誠也 白本和久 樋口清士 浜田佳資  
桑原義隆 成田智樹 沢田かおる 改正大祐 松本守夫
- 5 概要 別紙のとおり

## 生駒市議会 議会運営委員会視察報告

### 【目的】

これまで、生駒市議会は、二元代表制のもと、その役割と責務を踏まえ、市民との情報共有や議案審議の充実、政策立案と提言のための調査活動の充実、大規模災害発災時の体制整備などに取り組んできたが、これらの取組をより確かなものとするため、「生駒市議会基本条例」を平成26年1月1日から施行している。

大規模災害時の体制整備については、災害時を想定した訓練も行うなどしているものの、本年の大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号などによる地震や風水害が立て続けに発生した状況を踏まえ、大規模災害をより身近なものとして捉え、他議会の災害対応事例を参考にして更に備えを充実したものとしておくべきと考えられる。

また、議会からの政策提案については、常任委員会において、毎年6月頃に調査テーマを定めて調査を行い、年度内に、その結果を委員会からの提言や意見として執行部に提出するとともに、市民懇談会については、これまでも年1回以上定期的に開催し、懇談会のテーマ設定、市民とのグループワークの導入、団体を対象とした懇談会などを行っているが、懇談会の中で得られる市民の意見は執行部側に伝える形に留まっており、市民懇談会を起点として、議会としての政策提案には至る枠組みはない状況となっている。

以上のことから、今後の議会運営の参考とするため、大規模災害時の議会運営について、福島県福島市議会の取組を、また、議会からの政策提案について、福島県会津若松市議会の取組を調査する。

福島県福島市議会 平成30年11月13日(火) 午後2時～午後3時30分



## ○大規模災害時の議会運営について

### 1 東日本大震災時の対応

(1) 発災時（2011年3月11日）から同年3月末まで

◎3月11日（金）

午後2時46分震度6弱の地震発生。

3月定例会本会議で一般質問中であったため、午後2時47分に休憩。

執行部は午後2時50分に災害対策本部を設置し、震災対応にあたる。

このため、午後3時30分に延会とする。

※議会運営委員会：延会を確認

◎3月14日（月）

本会議において日程を変更し、残りの一般質問は実施せず、議案、請願・陳情を委員会へ付託した。

一般質問を予定されていた開催予定日2日間を休会とした。

※議会運営委員会：全員協議会の開催、議事日程の取扱い、休会について

※全員協議会：市被災状況及び対応経過について

◎3月22日（火）、23日（水）

常任委員会の日程となっていたが、開催をとりやめた。

◎3月25日（金）

議案、請願・陳情の委員会付託を取り消し、本会議で採決。

議員提出議案「東北地方太平洋沖地震に関する決議」を本会議で採決。

市長から追加提案された財産の取得議案等について、本会議で採決。

※議会運営委員会：追加議案、付託取消し等について

※全員協議会：市被災状況及び対応経過について

(2) 2011年4月から同年7月末（震災により延期された選挙）まで

市議会では、執行部と連携の上、その活動を支援するため、4月11日に福島市議会災害対策連絡会議を設置、各会派の所属議員を通して、市内の被災状況等を確認し、復旧・復興に向けた情報収集等を行った。

さらに、災害対策連絡会議において、震災と原発事故による市民の被災状況などをもとに、市民の生命と財産を守るために、現時点で必要な対応策や今後の課題について報告書に取りまとめ、4月28日に市長に提出した。

その後、5月臨時会を開催し、各常任委員会で所管事務調査で震災と原発事故による被害・影響に関する調査を行うことを決定。6月定例会まで、閉会中を含めて、各常任委員会を6～11回開催し、6月定例会最終日において調査結果を報告。市長に対し、正副議長同席のもと、常任委員会委員長から報告内容の説明、今後の震災対応について意見交換を実施。

また、福島市において、放射線量の多い地域が数多く存在することが明らかとなったことから、災害対策連絡会議において緊急的要望について協議を行い、放射線対策に係る緊急要望書を提出。

#### ※常任委員会の所管事務調査の状況

- 総務委員会：「災害時の情報連絡体制」
  - ・本庁と出先機関等との情報連絡体制
  - ・市民への情報連絡体制
  - ・消防本部から消防団への情報連絡体制 等
- 文教福祉委員会：「子ども達の生命の安全と健康、学習環境は守れるか」
  - ・児童生徒の放射線影響低減策
  - ・定期的な健康診断の実施
  - ・被災学校の早期仮設校舎の建設・改築 等
- 経済民生委員会：「経済団体等との懇談会による情報収集・意見交換を踏まえた今後の対応について」
  - ・農業、商工業、観光業などの損害賠償
  - ・市内温泉地、旅館・ホテルへの支援策
  - ・地場企業に対する融資制度の充実 等
- 建設水道委員会：「当局からの聞き取り調査を踏まえた今後の対応について」
  - ・道路の側溝、公園の環境放射線量の低減対策
  - ・あさひ台団地の復旧・復興策 等

### (3) 2011年7月末（震災により延期された選挙）以降

改選後の体制のもと、議長を除く全議員による「東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会」を設置（常任委員会所管ごとの分科会と全体会の体制で運営）。

9月定例会では意見書10件を議決し、10月に直接、関係省庁等へ提出。

12月定例会では、特別委員会から提案し議決した意見書6件を要望書

に取りまとめ、2012年1月に直接、関係省庁等へ提出。

特別委員会では、9月定例会から12月定例会にかけて、各分科会で、執行部に対する質疑、参考人招致等を実施し、取りまとめて報告。

12月定例会以降から2013年3月まで、特別委員会で震災対応について調査を行っており、各分科会では、執行部に対する質疑、参考人招致、請願・陳情の審査、行政視察を実施し、状況に応じて、委員会提案意見書の提出、市長への提言書の提出を行っている。2013年3月に、委員会としての最終提言を取りまとめ、市長に提出。

## 2 災害対応に係る規定について

福島市議会では、東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、大規模災害時の非常事態において、被災市民の救援と災害復旧に即応するため、福島市議会基本条例に、議会の災害対応について定めるとともに、「福島市議会災害対応指針」、「福島市議会災害対策設置要綱」、「福島市議会議員の災害対応行動マニュアル」を定めている。

### (1) 福島市議会災害対応指針

#### ○基本方針

- ・災害対策本部との連携による協力、支援を行うこと。
- ・国、県、関係機関等への要望活動によるバックアップをすること。
- ・広域的な応援体制が必要と判断した場合は、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- ・市民への積極的かつ適切な情報提供を行うこと

#### ○議会の災害発生時の対応

- ・初動期の会議開催中の対応、議会、議員の対応
- ・初動期経過後の議会、議員の対応

#### ○大規模災害の判断基準（議員の安否連絡の基準）

- ・全議員：震度6弱以上の地震、火山噴火による避難指示等の発令、放射性物質が拡散し、避難が予想されるとき
- ・被災地区議員：大雨、洪水、暴風等による災害や大規模災害等により、避難指示等が発令された時

## (2) 福島市議会災害対策会議設置要綱

### ○趣旨

- ・議会としての災害対応策を協議又は調整する会議

### ○設置の基準

- ・大雨、洪水、暴風等により、被害が拡大する恐れがあるとき
- ・大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき
- ・震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・火山の大規模噴火、またはその恐れがあるとき
- ・放射性物質が拡散し、避難が予想される時
- ・その他議長が必要と認めるとき

### ○組織

- ・正副議長、各会派の代表者、議会運営委員長、各常任委員長

### ○所掌事務

- ・被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供すること
- ・災害対策本部からの災害情報を議員へ情報提供すること
- ・災害対策本部からの依頼事項の対応に関すること
- ・災害対策本部への要望及び提言を行うこと
- ・国、県、関係機関等への要望活動を行うこと

## (3) 福島市議会災害対応行動マニュアル

### ○大規模災害が発生したとき

- ・議員自身の安否を確認し、連絡体制を確立する。

### ○初動期（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）の対応

- ・議員自身の安否を連絡し、連絡体制を確立する。
- ・議員自身の安全を確保し、地域の被災者の安全確保及び避難誘導などの協力をする。

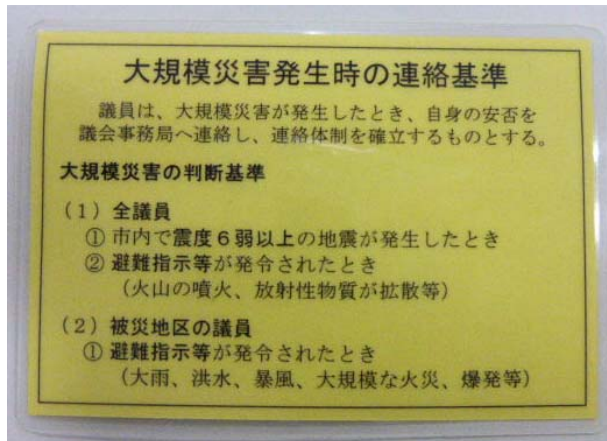
### ○初動期経過後（議会が通常機能を回復するまで）の対応

- ・議員自身の所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ・地域の要望等の情報収集、並びに地域避難所等の運営を支援する。
- ・市民へ正確な情報を提供する。

○議会事務局職員が議員から聞き取りする項目

- ・安否及び状況確認、居所確認、連絡方法の確認

※災害対応行動マニュアルに基づく災害発生時の議員の安否確認を円滑に行うため、議員から事務局への連絡基準に係るカードを作成し、各議員に配布している。





## ○ 議会からの政策形成の取組について

### 1 政策形成サイクルの概要

政策形成サイクルの枠組みとして、(1)定例会における予算決算審査、(2)予算決算審査における予算決算審査準備会、(3)市民との意見交換会(5月、11月)、(4)政策討論会により、年間を通して政策形成につなげていくことが考えられている。

#### (1) 定例会における予算決算審査

分割付託の問題を解消するため、従来の常任委員会に対応する分科会形式で実施している。

#### (2) 予算決算審査における予算決算審査準備会

総合計画や個別計画に係る行政の事業評価報告書、政策討論会で得られた視点、市民との意見交換会での意見を踏まえ、各分科会単位で論点を抽出する。その際、総合計画にある政策を基にして、その下に位置付けられる基本施策について、以下のとおり、整理する。

#### 【論点整理の体系】

「総合計画の体系で行政評価の基本施策の上位にある政策」

→基本施策(行政評価の基本施策名)

①基本施策に関する問題意識・抽出理由

②施策に関する各種情報(決算審査の評価、要望的意見、市民との意見交換会、政策討論会や会派の調査研究等)

→・施策名及び論点

・事務事業名

・質疑により明らかにすべき事項



- ・委員会の基本施策に対する評価（委員間討議での合意点）
- ・備考（決議案、要望的意見等の要点）

論点整理後は、あらかじめ執行機関に通知し、本会議における議案等への総括質疑を踏まえ、各議員で論点を再整理する。委員会では、抽出論点に基づき、執行部への質疑を実施する。質疑後は、論点ごとに争点があれば、委員間討議を実施し、討論、採決する。

### （３）市民との意見交換会

市政行政区 20 を基準単位として、おおむね小学校区に対応した 15 地区で、5 月と 11 月の年 2 回開催。議員を 6 名ごとの 5 班に分けて地区ごとに開催し、各班が各回ごとに担当する地区を変え、持ち回りで運営している。内容は、議会運営の報告と意見交換会を実施している。

なお、会津若松市議会においても参加者数の減少が課題となっている。しかし、班によっては、意見交換会のテーマについて、事前に地域代表である区長を通じ、テーマに関係があると思われる人と事前に懇談会などを実施することで、議員側が当該地区での課題認識を深める工夫を行っている。この工夫により、意見交換会当日は、住民との議論が深まり、テーマに係る政策提案の端緒となる成果が得られている。

意見交換会の広報は、議会広報紙により行っているが、地域代表の区長の働きかけや参加者の口コミが大きくなっている。

### （４）政策討論会

政策討論会は、議会基本条例に規定された組織で、「市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため」の組織とされており、各常任委員会ごとの分科会、議会制度検討委員会及び全体会で構成されている。

政策討論会のテーマは、議員、広報広聴委員会（市民との意見交換会で得られた意見を基にテーマを抽出）から提案され、各派代表者会議で取り扱うか否かを決定し、全体会、分科会、議会制度検討委員会から振り分け先を決定する。他にも、前期からの申し送りにより、テーマが引き継がれる場合もある。

各テーマについて、常任委員会行政視察、学識経験者を招へいした政策研究セミナーなどを行いつつ、議員間討議も活用し、政策の方向性レベルでの意見の集約を行い、報告書を取りまとめている。

## 【委員の意見】

### 《大規模災害時の議会運営について》

- ・ 東日本大震災は未曾有の災害であり、各議員においても家族や親せき、友人等の安否確認、また、自宅の状況などの確認に相当な困難を要する状況であり、まったく余裕がなかったとの臨場感ある話を伺えた。やはり、まずは自助のための日頃の備えが重要であると深く認識できた。
- ・ 議会としては議員及び職員全員の安否についての確認を確実に行うことが重要。連絡手段についての徹底が必要。
- ・ 福島市議会では原発事故を通して、発災直後から被害状況や行政の対応状況など、市民の対応に関わる情報を適宜適切に提供することの重要性が認識されている。このことを踏まえ、生駒市の災害対策本部設置要綱に情報提供について追記するとともに、具体的な情報提供の手段について検討することが必要と考える。
- ・ 災害の規模によりその対応方法が大きく異なるため、要綱やマニュアルには臨機応変の対応を促す規定が必要と考える。
- ・ 発災直後には道路の寸断や混雑などにより議会に参集することが困難な場合があり、翌日の参集に係る規定を見直すとともに、議員間の具体的なコミュニケーション手段について検討することが必要と考える。
- ・ 福島市議会では人命救助の優先、議員の地域での災害対応の優先が前提とされているが、生駒市では翌日からの議会活動（情報収集）を優先しており、地域での対応の必要性、優先度について再考が必要と考える。
- ・ 福島市議会では現在、防災訓練として要綱、マニュアルに沿ったシミュレーションが検討されており、生駒市議会の防災訓練の方法についても検討が必要と考える。
- ・ 地域住民の声を聴き、迅速に要望を行政へ届けると同時に、市が持っている情報を正確・確実に市民に伝えることが大事である。情報の途絶、不足が不安感を増大させることに対し、十分な配慮が必要であることは間違いない。市民への情報提供については、本議会の行動マニュアルにも盛り込むべき内容である。
- ・ 連絡基準カードを作成して全議員に配布するなど情報伝達方法については、詳細に規定されており、大規模災害被災地ならではの視点がある。
- ・ （国、県ではなく）市への要望伝達について、発災当時は相当な混乱・錯綜がみられたとのこと。このことについて本議会のマニュアルには明確な記載がない。福島市議会では住民要望は議会で一本化して市へ伝えたとのこと。同様の規定は必要である。

- ・ 地域の被害状況について写真により報告する等の訓練を実施したいとの話があった。本市においては、既存のフィックスマイストリートを活用できないか。
- ・ 東日本大震災を経ての災害対応なので、災害対応行動マニュアルに具体的な動きは記載すべき。
- ・ 災害時の連絡方法について 電話、FAX、メールがあるが連絡手段として、他にも準備（LINE等）してし過ぎることはないと思う。
- ・ メールを活用をより考えるべき。災害時もそうだが普段からFAXよりはメールを活用すべきと考える。
- ・ 災害対策本部（会議）からの議員の情報伝達方法について、これについてもFAX、電話ではなくメールを活用すべきと考える。ある市では大阪北部地震の際はメールで受けた情報を、SNSで拡散し情報を伝えた例もある。
- ・ 福島市では東日本大震災時は議会中だったこともあり、対応指針等にも会議開催中の対応などが記載されている。生駒市議会には現状そういった記載がないことから、色々な場面を想定し記載した方が良いのではないか。
- ・ 議員が各自所持する、緊急連絡先を明記したカードについて、作成途中で止まっているため、作成すべきである。
- ・ 道路が陥没し道がふさがれ、議員は地元に戻るのがやっと。水が止まり、電気が止まる。ガソリンが無くなり、走っている車はほぼなくなる。行動の範囲内で情報提供との災害時の現場の状況を聞いた。生駒市議会行動マニュアルでは、電話回線が生きていて、来庁も可能という条件の下、作成されているようである。連絡手段として携帯がつながるのかも疑問である。
  - ①災害時に議員の招集が可能か、
  - ②FAXを含む安否確認連絡方法、
  - ③情報収集と情報伝達の3点について、視察で分かった問題を踏まえ、より実用的にマニュアルを見直す必要があると考える。
- ・ 災害はいつ、どんな形でくるかはだれも予想はつかないが、事前準備と発生時の一丸となった対応が肝要と思う。
- ・ 大規模災害時には、避難勧告等の対応の遅れが致命的な結果を招く恐れがある。防災関係機関が密接に連携し、防災・減災に努めなければならない。国・県・市（行政と議会）・交通サービス等民間企業・市民が一体となって連携し災害時の状況を共有して、「いつ」「誰が」「何を」に焦点を合わせて、時系列で整理することが大切である。すなわち、必ず防災計画としての“タイムライン”を作成することが最も重要であると思う。
 

生駒市の実状にあったタイムラインの策定・活用を進め、発災前の対策に活かすことはもとより、発災後の活動が迅速に行われるよう努めなければな

らない。災害に対応するためにも、スパコンを始めとするテクノロジーのハード面と、行政や議会、民間企業、市民との緊密な連携のソフト面との融合による“タイムライン”の策定こそが必要であると考えらる。

- 本市議会においては、すでに「生駒市議会災害対策本部設置要綱」及び「生駒市議会災害対策行動マニュアル」が策定されており、また、災害対策特別委員会も設置されている。このようなことから、本市議会の災害に対する体制は、福島市議会のそれと比較しても遜色ないものではないか。

- 初動期については、議員といえど、現実には、当日、地元に戻るのが精いっぱい。我が家はどうか、このまま生活できるのか、という不安が先立ち、そのうち、水道が止まり、となるとのこと、大したことは実際にできないとのこと。まずは、自らの安全の確保が大切であるということではないか。

その次に、電話はつながる、移動は、車で移動できる人とできない人が生まれる。というのも、そもそもガソリンの確保が大変となるから。となると、行動半径が限られる、移動はいつもの何倍もかかるという状況になるとのことである。そうすると、議員も、そもそも集まる必要性があるか、が問われる事態となる。そこで、集まらなくてもできることは何か、集まらなくてもできるようにしておく仕組みは何かを考えて、事前に備えておくことが大切である。

ライフラインが回復すると、倒木が、道路が、と市民から「市に対応してくれないか」という話になる。その際、議員は、すぐ市に連絡する場合と、まず調査してからの二つの行動になる。市も多忙で、やると言っても、どうなったかは現場に行ってみないと分からないので、ここで議員の行動が求められることになる。

一定落ち着いてからは、直接的な災害対策に先ずは限定されるが、議会の委員会で、集中した取組を行う。市民への情報提供は、何が最も必要とされているかを見極めつつ、正確にわかりやすく行うよう努める。議員は各自の連絡網や発信ツールを活用する。なお、災害対策本部への参加や傍聴、そこから各議員への情報の伝達については、一工夫が必要である。

- 支所の役割が福島市では重要である。生駒では、各自治会館、集会所の活用もよく考えなければならないが、特に高山と鹿ノ台について、福島市の支所的な役割をどう担っていくか、考え準備しておく必要があるのではないか。
- 災害対策会議と議会は並行して、所管をすみわけて進める。

## 《議会からの政策形成の取組》

- ・ 市民との意見交換会での意見をデータとして蓄積し、政策課題の抽出が行われている。生駒市議会では市民懇談会での意見は整理しているものの、行政に伝えるだけになっている。貴重な情報として認識し、政策課題の抽出等、活用方法を検討する必要があると考える。
- ・ 会津若松市議会では、政策討論会は任意の会議体であり、機動性に優れているとの評価がされている。しかしながら、生駒市では常任委員会での所管事務調査が随時できる状況があることから、市民懇談会での意見を踏まえて政策課題を設定し、常任委員会におけるテーマ別調査を実施すれば概ね同様の取組が可能となる。また、委員会調査の結果を議会意思とするために、全員協議会あるいは全体会議といった会議体において自由討議を交えて決議案等を取りまとめれば従来の取組の中で対応が可能と考える。
- ・ 予算、決算の事前準備に関しては事業評価や新年度の事業調書などの行政資料が整っている中での取組であり、生駒市議会では困難と考える。しかし、重要な行政課題に対して議会、委員会として質疑を調整し、指摘事項を取りまとめる仕組みづくりについては検討が必要と考える。
- ・ 市民との意見交換会を充実するとともに、市民の満足度を高め、参加を促すためには、市民（関係者）の関心がどこにあるのか、何に対する意見を聴取するのかなどの事前の調査が重要であり、市民懇談会の企画段階の取組に工夫を要する。（関係者への事前ヒアリングに基づくテーマ設定と目的の明確化等が必要。）
- ・ 会津若松市議会では、自由討議を通じた行政に対する提案事項の協議に際して、具体的な事業レベルの提案ではなく、施策方針レベルのものとするなど合意点が得られるよう工夫されている。生駒市議会において行政に対する提案を取りまとめる場合、現在実施している決算審査付帯意見の作成に当たっての取組を踏まえ、事前調整を充分に行うなど一致点を見い出せるよう事前準備が重要となると考える。
- ・ 5月と11月の夕刻、数日に分けて15地区で5班で3地区ずつ担当し開催すると決めているところは、本議会と比較して議員の負担は大きいですが、市民に分かりやすく、参加しやすい点で良い。市民のいる場所に出向いていくという姿勢も良い。
- ・ 課題は地域ごとに異なるため、地域ごとにテーマを設定しているところは良い。
- ・ 40～50人来られても意見交換にならないので、10名程度までの少人数の参加でよいとの話があったが、すでに、本議会においては少人数のワー

クシヨップ形式が定着しており、市民から一定の評価を得ている。

- 意見交換会は準備が大事であるとの話があったが、会津若松市議会内においても班ごとに格差はあるとのこと。格差があることについては認識した上で、担当地区を順次入れ替えることなどで対応は可能である。
- 市民の意見を議会が行政への単なる橋渡しの機能しか発揮できないのであれば、議会活動とは言い難いが、市民の意見や要望を政策に反映させるようシステム化を図って、議会としての役割・機能を充分果たしていると思う。これこそが政治の原点であると痛切に感じた。
- 委員会では、賛否が分かれないうにして議会の総意にするとのことであるが、時間がかかるように感じた。
- 市民懇談会において、事前準備が大事であると感じた。
- 地区別意見交換会での参加人数の多さに驚かされた。開催地区ごとにテーマ設定をすることなどを参考にし、本市議会の市民懇談会の参加人数を更に増やせるように努力すべきである。
- 地区別意見交換会からの政策形成の例として、給水施設の整備が挙げられていたが、政策形成というより要望の実現というようなものである。こうした要望の実現のためには、本来的には、自治会が役割を担うべきであるように思われる。
- 委員会討議での合意点が、抽象的かつ、ごくごく当たり前のことに着地しているように思われる。(例、公共施設マネジメントに係る取組については、進捗状況を注視するとともに、組織や財源の在り方については、更に調査、研究を進める必要がある。) このようなことについては、すでに執行部側も十分に意識として持っていると思われるので、議会からの合意点として執行部に提言をすることにどれほどの意味があるのであろうか。したがって、具体的かつ、執行部が認識を持っていないようなことを議会から執行部に提言することに意味が生まれてくるように思われるが、果たして、そうした提言が委員会討議で合意に至るかと言えば、簡単な話ではないだろう。
- 会津若松市議会の市民との意見交換会では、6人で5班編成をし、15地区を対象とし、年2回開催し、前期を担当した班は申し送りをして後期は別の班が出向いている。地域に出向くことにより、より地域での課題が意見として上がりやすくなっているように感じられた。参加者を増やすにはどうしたらよいかとの問いに対し、口コミが良いとの答えに隣の方の声をかけて誘い合うような意見交換会に来て良かったとだけ感じていただけの満足感のある会に今後ともしていく必要がある。
- 政策討論会（分科会、議会制度検討委員会）という生駒市議会にはない制

度仕組みについて、更に調査研究していく必要があると思われる。

- ・ 市民との意見交換会の開催回数が多いこと、そこで出された意見から課題を見つけ、政策形成のサイクルにつながっている。ただ、意見交換会のテーマ設定などは各班に任せているので、班によっては温度差があるのかなと感じた。
- ・ 会津若松市議会の広報は写真が多く、議員の動きがわかるように感じた。
- ・ 平成30年度より議会モニター制度を導入した。このモニター制度やアンケートなどで議会を身近に感じてもらう仕組みとして良いのではないか。
- ・ 議会広報からではあるが、討論が多いと感じた。記載しているが、討論に先立ち、議員間討議を位置づけ、議論の経過を含めた説明責任を果たすこととなっている。形成サイクルとして出来上がっているので活発な動きがあると思う。
- ・ 市民との意見交換会（5月と11月に実施）を成果あるものにするには“準備”“テーマ決め”が重要であるが、そのために議員であらかじめ担当地区を決めてやっているとのこと。これは議員に担当地区を把握する活動が求められるということになり日頃の活動をおろそかにできないことにつながると思う。この結果、市民に添った政策形成ができることになると思う。
- ・ 市民懇談会について、開催は地域ごとに細かく行っている。課題や要望の地域特性への対応と少人数の方がしっかりと身のある懇談ができるということ。小学校区単位で開催する方法や、自治会防災や民生委員のときに行った小学校区単位に集まっていただくという方法も含め、検討してはどうか。

上記と関連し、テーマ設定もすべてではないが、地域特性に合わせている。ただ、的確なテーマ設定のためには、準備をしっかりと行う、市民の状況、要望等を事前に把握し整理し、論点と目的を明確にして臨むことが必要であるとのこと。

まず、課題の事前把握のためには、アンケートも含め、地域の方にしっかりと聞く、教わること。それが呼び込みにもつながっている。

次に、議会の活動に確実に活かす、つなげる、とい意識を持ち、議会の中の問題意識をきちっと絞り込むことが必須のようである。

こういった、地域ごとのテーマ設定の内容が成否を分けており、テーマ設定は、政策の課題を教えてもらうのが良いとのこと。大いに参考としたい。

班ごとに異なるが、うまくいっている議長の班は、相当準備を行っており、各班の経験交流による改善が課題ではないか。

- ・ 市民に教わる姿勢の大切さ。地域の事は地域に聞け、各課題のことは関係者に聞け、ということは準備段階から懇談会、政策化への一連の流れで共通

して重要なことではないか。

- 意見交換会のテーマが適切だと人が来て話になると。その結果、市民にとって参加して良かったという実感を持ってもらってかえってもらうことができ、それが次につながるの。ロコミが一番の宣伝。何をもって良かったと実感を持ってもらうか。市民が困っていることへの解決が見える、展望できることではないか。
- 市民懇談会からの政策抽出であるが、市民懇談会のテーマ設定で、地域の課題をしっかりと調査し、問題意識を持って設定できていれば、比較的容易ではないか。もっとも、この前提が大変ではあるが。

緊急性がある課題では、特別委員会を設置し、会津若松市議会の委員会のように具体的に相当詰めていく。

特別委員会なら継続性に関する問題もない。解決まで委員は期の中で継続する。もっとも、複数の特別委員会が設置される場合の議員の調整が課題となる可能性はある。会津若松市議会のように常任委員会をベースに行う方式だとこの問題は生じないが。

政策を練り上げる過程は、政策の方向性での一致を積み上げていく方法を採っており、この点は大いに参考とすべきである。

- 議会事務局に法制経験者を2名配置しているとのことだったが、法制担当2名配置が必要となるレベルの政策立案能力をどのように身に付けていくのか。毎年の財政チェックを学識者に依頼している点、また、頻繁に学識者等の招致を行っている点などは参考になるのではないか。